

第 76 回 定時株主総会招集ご通知

日 時2021年 6 月24日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前 9 時）**場 所**

日本精機株式会社 本社体育館

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)

新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のため、ご出席の株主の皆様には株主総会会場内にてマスク着用等をお願いいたします。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

なお、株主総会にご出席の株主様にお配りしてありますお土産をとりやめさせていただいております。何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

目 次

第76回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
議案及び参考事項	
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	
第2号議案 監査等委員である取締役6名選任の件	
（添付書類）	
事業報告	20
連結計算書類	50
計算書類	54
監査報告書	57

(証券コード 7287)
2021年6月3日

株主各位

新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号

日本精機株式会社

代表取締役社長 佐藤 浩一
社長執行役員

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、3頁から4頁の「議決権行使の方法についてのご案内」に従って、2021年6月23日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使賜りたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|-------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月24日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
日本精機株式会社 本社体育館 |

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第76期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第76期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第2号議案** 監査等委員である取締役6名選任の件

以上

-
- ◎受付開始時刻は、午前9時を予定しております。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会にご出席されない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎本株主総会招集ご通知に掲載しております株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nippon-seiki.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nippon-seiki.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎当日は、軽装（クールビズ）にて対応いたしますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使の方法についてのご案内

■ 株主総会にご出席される場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時 2021年6月24日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

■ 株主総会にご出席されない場合

書面による議決権行使

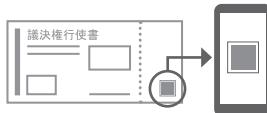


議決権行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」による行使



議決権行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

インターネットによる行使

パソコン又はスマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

議決権行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時まで

議決権行使ウェブサイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

▶ 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

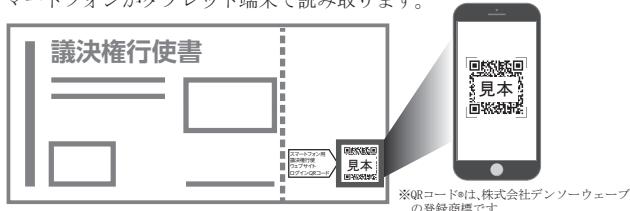
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

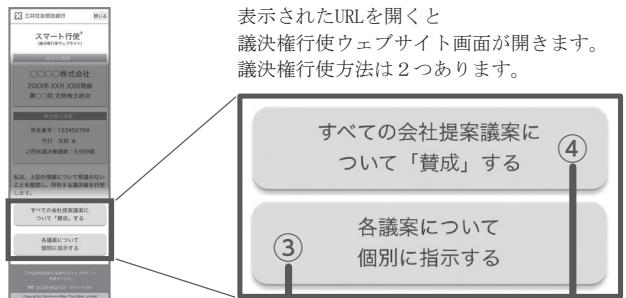
「スマート行使」によるご行使

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

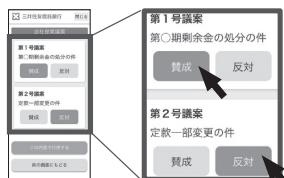
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



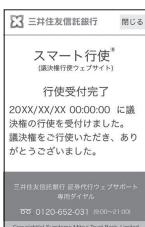
②議決権行使ウェブサイトを開く



③各議案について個別に指示する



④すべての会社提案議案について「賛成」する

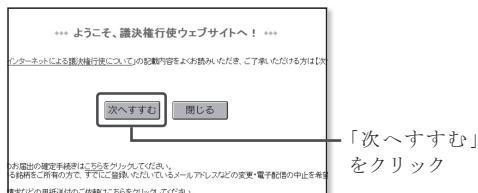


一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

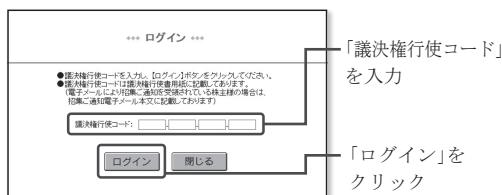
インターネットによるご行使

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

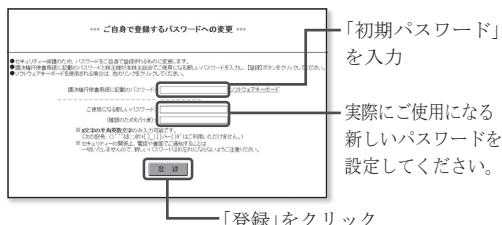
<https://www.web54.net>



②同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力し、ログインする



③同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力する



以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	属性	取締役会出席回数
1	さとう こういち 佐藤 浩一	代表取締役社長 社長執行役員	再任 男性	14回／14回
2	ひらた ゆうじ 平田 祐二	取締役 常務執行役員	再任 男性	14回／14回
3	あずま まさとし 東 政利	取締役 常務執行役員	再任 男性	11回／11回
4	おおさき ゆうじ 大崎 裕二	取締役 常務執行役員	再任 男性	11回／11回
5	ながい しょうじ 永井 正二	取締役 相談役	再任 男性	14回／14回
6	ながの けいいち 永野 恵一	上席執行役員	新任 男性	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
1	さとう こういち 佐藤 浩一 (1962年10月26日生)	1985年 4月 当社入社 2006年 4月 エヌ・エス・インターナショナル社取締役副社長 2011年 6月 当社取締役 2013年 6月 当社常務取締役 2016年 6月 当社取締役 常務執行役員 2017年 4月 当社取締役 専務執行役員 2019年 6月 当社代表取締役専務 専務執行役員 2019年10月 当社原価改善PROJECT管掌 2020年 4月 当社計器営業本部・計器設計本部・技術本部管掌 地域担当：欧州 2020年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現任) 2020年 6月 当社計器営業本部・計器設計本部・技術本部管掌 2021年 4月 当社車載設計本部・HUD開発・設計本部・技術本部管掌(現任)	14,550株	なし
<p>(取締役会出席回数) 出席14回／開催14回</p> <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>佐藤浩一氏は、技術部門での豊富な業務執行経験と経営に関する見識を有しており、代表取締役社長として当社経営を担い、「ものづくり企業集団」としての事業拡大成長を目指し、当社グループを牽引し、企業価値の向上に尽力してまいりました。</p> <p>引き続き、取締役会の構成員として、豊富な経験と実績を活かして取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
2	<p style="text-align: center;">ひらた ゆうじ 平田 祐二 (1961年10月23日生)</p>	<p>1984年 4月 当社入社 2009年 6月 当社執行役員 2011年 4月 上海日精儀器有限公司総経理 2013年 6月 当社取締役 2015年 6月 当社上席執行役員 2016年 6月 当社取締役 上席執行役員 2016年 6月 当社中国事業担当 2016年10月 当社取締役 常務執行役員(現任) 2016年10月 当社生産技術本部長 2018年10月 当社ものづくり本部長 地域担当：中国/台湾 2019年 6月 当社ものづくり本部長 兼 生産管理統括部長 技術本部・品質保証本部・事業管理本部管掌 地域担当：中国/台湾 2020年 4月 当社製造本部長 生産技術本部・品質保証本部・購買本部管掌 地域担当：中国/台湾 2020年 6月 当社製造本部長 生産技術本部・品質保証本部管掌 地域担当：中国 2021年 4月 当社製造本部・生産技術本部管掌 地域担当：中国(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) エヌエスアドバンテック株式会社代表取締役社長 香港日本精機有限公司董事長 東莞日精電子有限公司董事長 上海日精儀器有限公司董事長 日精儀器武漢有限公司董事長 日精儀器科技(上海)有限公司董事長 香港易初日精有限公司董事長</p>	10,900株	(注)1. ご参照
<p>(取締役会出席回数) 出席14回／開催14回</p> <p>(取締役候補者とした理由) 平田祐二氏は、生産技術部門での業務執行及び海外子会社の経営に携わるなどの豊富な経験と実績に加え、現在は取締役常務執行役員として経営に関する見識を有しております。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
3	<p style="text-align: center;">あづま まさとし 東 政利 (1963年6月11日生)</p>	<p>1984年 4月 当社入社</p> <p>2004年 7月 当社技術本部R&Dセンター開発部シニアマネジャー</p> <p>2007年12月 当社技術本部車載設計統括部HUD技術部シニアマネジャー</p> <p>2014年 6月 当社執行役員</p> <p>2014年 6月 当社技術本部車載設計統括部副統括部長兼 HUD技術部長</p> <p>2017年 4月 当社計器設計本部長</p> <p>2018年 6月 当社上席執行役員</p> <p>2020年 4月 当社事業管理本部長 兼 事業統括部長 地域担当：アセアン</p> <p>2020年 6月 当社取締役 常務執行役員(現任)</p> <p>2020年 6月 当社事業管理本部長 兼 事業統括部長 EMS・コンポーネント本部管掌 地域担当：アセアン/台湾</p> <p>2021年 4月 当社事業管理本部長 地域担当：アセアン/台湾(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) タイ-ニッポンセイキ社取締役会長 ベトナム・ニッポンセイキ社社員総会会長 台湾日精儀器股份有限公司董事長</p>	6,400株	(注)2.ご参照
<p>(取締役会出席回数) 出席11回/開催11回</p> <p>(取締役候補者とした理由) 東 政利氏は、開発部門及び技術部門での業務執行を通じた豊富な経験と実績に加え、現在は取締役常務執行役員として経営に関する見識を有しております。 その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者となりました。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
4	おおさき ゆうじ 大 崎 裕 二 (1962年2月6日生)	1982年 3月 当社入社 2012年10月 当社営業本部四輪事業統括部第3 営業部 副部長(シニアマネジャー) 2014年 6月 当社執行役員 2016年10月 当社営業本部第1 営業統括部長 2018年 4月 当社購買本部長 2019年 6月 当社上席執行役員 2020年 4月 当社購買本部長 地域担当：日本 2020年 6月 当社取締役 常務執行役員(現任) 2021年 4月 当社購買本部長 車載営業本部・品質保 証本部・民生ビジネス本部管掌 地域担 当：日本(現任)	7,600株	なし
<p>(取締役会出席回数) 出席11回／開催11回</p> <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>大崎裕二氏は、営業部門及び購買部門での業務執行を通じた豊富な経験と実績に加え、現在は取締役常務執行役員として経営に関する見識を有しております。</p> <p>その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
5	<p style="text-align: center;">ながい しょうじ 永井 正二 (1949年9月21日生)</p>	<p>1993年 4月 川崎重工業(株)民間航空機部課長 1995年12月 当社入社 1996年 6月 当社取締役 1997年 4月 当社常務取締役 1998年 6月 当社専務取締役 2001年 6月 当社代表取締役社長 2013年 6月 当社代表取締役会長 2020年 6月 当社取締役相談役(現任)</p>	429,250株	なし
<p>(取締役会出席回数) 出席14回／開催14回</p> <p>(取締役候補者とした理由) 永井正二氏は、長年にわたり代表取締役として当社経営を担っており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。 引き続き、取締役会の構成員として、豊富な経験と実績を活かして取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
6	な が の け い い ち 永 野 恵 一 (1965年7月5日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新 任</div>	1989年 4月 当社入社 2007年12月 当社技術本部開発部シニアマネジャー 2014年 3月 ニッポンセイキヨーロッパ社 ゼネラル マネジャー 2016年11月 ニッポンセイキヨーロッパ社 ダイレク ター 2018年 4月 当社技術本部開発統括部長(シニアマネ ジャー) 2020年 4月 当社執行役員 2020年 4月 当社計器設計本部長 2020年 6月 当社上席執行役員(現任) 2020年 6月 当社計器設計本部長 地域担当：欧州 2021年 4月 当社車載設計本部長 地域担当：欧州 (現任) (重要な兼職の状況) ダナンニッポンセイキ社取締役会長	7,600株	(注)3. ご参照
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>永野恵一氏は、開発部門及び技術部門での業務執行及び海外子会社の経営に携わるなどの豊富な経験と実績に加え、現在は上席執行役員として経営に関する見識を有しております。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、新たに取締役候補者といたしました。</p>				

- (注) 1. 取締役候補者平田祐二氏は、下記の特別の利害関係があります。
- a. エヌエスアドバンテック株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の仕入れ等の取引関係があります。また、当社は同社に融資をしております。
 - b. 香港日本精機有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売及び仕入れ等の取引関係があります。また、当社は同社に融資をしております。
 - c. 東莞日精電子有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。また、当社は同社に融資をしております。
 - d. 上海日精儀器有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売及び仕入れ等の取引関係があります。
 - e. 日精儀器武漢有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。また、当社は同社に融資をしております。
 - f. 日精儀器科技(上海)有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。
 - g. 香港易初日精有限公司の董事長を兼務しております。
2. 取締役候補者東 政利氏は、下記の特別の利害関係があります。
- a. タイ-ニッポンセイキ社の取締役会長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売及び仕入れ等の取引関係があります。
 - b. ベトナム・ニッポンセイキ社の社員総会会長を兼務しており、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。
 - c. 台湾日精儀器股份有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売及び仕入れ等の取引関係があります。また、当社は同社に融資をしております。
3. 取締役候補者永野恵一氏は、ダナンニッポンセイキ社の取締役会長を兼務しており、当社は同社と設計委託等の取引関係があります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補償することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 監査等委員会から、以下のとおり取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任に係る意見表明を受けております。
- 監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、本議案に関し、取締役候補者選定の考え方並びに各候補者の経歴・実績・付与が予定される役割等につき、代表取締役から説明を受け意見交換を行ったうえで、候補者の選定・指名が、当社の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」に定める方針に従って行われているかを検討いたしました。その結果、選定・指名の手続は適切であり、各候補者は当社の取締役として適任であると判断いたしました。

第2号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

監査等委員である取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	属性				取締役会出席回数	監査等委員会出席回数
1	おおたき はるひこ 大 滝 春 彦	取締役 (監査等委員)	再任			男性	14回/14回	13回/13回
2	ながい たつや 永 井 達 哉	取締役 (監査等委員)	再任			男性	14回/14回	13回/13回
3	さいき えつお 斉 木 悦 男	取締役 (監査等委員)	再任	社外	独立	男性	14回/14回	13回/13回
4	とみやま えいこ 富 山 栄 子	取締役 (監査等委員)	再任	社外	独立	女性	14回/14回	13回/13回
5	しまむね りゅういち 島 宗 隆 一	取締役 (監査等委員)	再任	社外	独立	男性	14回/14回	13回/13回
6	すずき きよし 鈴 木 北 吉	取締役 (監査等委員)	再任	社外	独立	男性	13回/14回	13回/13回

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
1	<p>おおたき はるひこ 大滝春彦 (1959年1月29日生)</p>	<p>2003年 4月 当社入社 2008年 4月 当社購買本部開発購買部シニアマネジャー 2013年 6月 当社執行役員 2014年 6月 当社取締役 2014年 6月 当社購買本部購買統括部長 2015年 4月 当社購買本部長 兼 購買部長 2015年 6月 当社上席執行役員 2016年10月 当社購買本部長 2018年 4月 当社社長付 2018年 6月 当社常勤監査役 2019年 6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）</p>	6,100株	なし
<p>(取締役会出席回数) 出席14回／開催14回 (監査等委員会出席回数) 出席13回／開催13回 (監査等委員である取締役候補者とした理由) 大滝春彦氏は、当社において購買部門での業務執行に携わるなどの豊富な経験と実績に加え、経営に関する見識、監査に関する知識と経験を有しております。 その豊富な経験・知識等を当社の業務執行の監督などに活かし、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することが期待されるため、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数	当社との 特 別 の 利 害 関 係
2	な が い た つ や 永 井 達 哉 (1959年11月10日生)	1982年 3月 当社入社 1996年 5月 (株)真人日本精機(現・エヌエスアドバン テック(株) 取締役 2003年 3月 当社管理本部経営企画管理部長 2006年11月 当社営業本部営業推進部シニアマネジャ ー 2011年10月 当社営業本部インド事業室シニアマネジ ヤー 2014年 4月 当社業務監査室シニアマネジャー 2018年 6月 当社常勤監査役 2019年 6月 当社取締役 (常勤監査等委員) (現任)	95,262株	な し
(取締役会出席回数) 出席14回／開催14回 (監査等委員会出席回数) 出席13回／開催13回 (監査等委員である取締役候補者とした理由) 永井達哉氏は、国内子会社の取締役を経験した後、当社において経営企画部門及び営業部門での業務執行、並びに業務監査室シニアマネジャーとして責任ある立場での内部監査業務などに携わるなどの豊富な経験と実績に加え、監査に関する知識と経験を有しております。 その豊富な経験・知識等を当社の業務執行の監督などに活かし、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することが期待されるため、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
3	<p style="text-align: center;">さいき えつお 齊木悦男 (1950年10月9日生)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">独立役員</div>	<p>1979年 4月 弁護士登録</p> <p>1979年 4月 坂井熙一法律事務所入所</p> <p>1983年 4月 坂井・斉木法律事務所開設</p> <p>2002年 4月 新潟大学法学部講師客員教授</p> <p>2003年 4月 新潟地方裁判所及び新潟簡易裁判所民事調停委員</p> <p>2004年 4月 新潟大学大学院実務法学研究科講師就任</p> <p>2009年 5月 あさひ新潟法律事務所開設代表(現任)</p> <p>2015年 6月 当社監査役</p> <p>2019年 6月 当社取締役(監査等委員)(現任)</p>	2,900株	なし
<p>(取締役会出席回数) 出席14回／開催14回</p> <p>(監査等委員会出席回数) 出席13回／開催13回</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>齊木悦男氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。</p> <p>弁護士として培われた専門的な知識、経験等に基づき、経営方針をはじめとした当社の経営戦略に対して客観的・中長期的視点から提言・助言、監督を行うことを期待しております。</p> <p>同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を有しております。そのため監査等委員である社外取締役としての職務の適切な遂行が可能と判断し、当社の経営を監督していただくため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
4	<p>とみやま えい こ 富山栄子 (1963年10月31日生)</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>1986年 3月 東京外国語大学外国語学部ロシア語学科卒業</p> <p>1986年 4月 伊藤萬(株)入社</p> <p>1989年 8月 テレビ新潟(株)嘱託社員(通訳・翻訳・解説・国際交流他)</p> <p>1994年 4月 新潟地方裁判所法廷通訳</p> <p>2002年 3月 新潟大学大学院現代社会文化研究科共生社会研究専攻博士課程修了、博士(経済学)</p> <p>2006年 4月 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学事業創造研究科助教授・准教授</p> <p>2010年 4月 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学事業創造研究科教授(現任)</p> <p>2014年 4月 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学地域・国際担当副学長(現任)</p> <p>2018年 6月 当社取締役</p> <p>2019年 6月 当社取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学事業創造研究科教授</p> <p>学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学地域・国際担当副学長</p>	2,000株	なし
<p>(取締役会出席回数) 出席14回／開催14回</p> <p>(監査等委員会出席回数) 出席13回／開催13回</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>富山栄子氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、社外取締役の就任期間は本総会終結の時をもって3年、監査等委員である社外取締役の就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。新興国を含めた自動車産業のグローバルマーケティング分野を中心とした研究実績に基づき、経営方針をはじめとした当社の経営戦略に対して客観的・中長期的視点から持続的成長に向けた提言・助言、監督を行うことを期待しております。</p> <p>同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり新興国を含めた自動車産業のグローバルマーケティング分野を中心に研究しており、経済・経営に関する専門家としての知識・経験等を有しております。そのため監査等委員である社外取締役としての職務の適切な遂行が可能と判断し、当社の経営を監督していただくため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
5	<p style="text-align: center;">しまむね りゅういち 島宗隆一 (1955年 8月16日生)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">独立役員</div>	<p>1978年 4月 関東信越国税局入庁 2009年 7月 小千谷税務署長 2015年 7月 関東信越国税局調査査察部長 2016年 8月 島宗隆一税理士事務所開設 2017年10月 税理士法人 齋藤・島宗会計代表社員税理士（現任） 2019年 6月 田辺工業㈱社外監査役（現任） 2019年 6月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 田辺工業㈱社外監査役</p>	1,400株	なし
<p>(取締役会出席回数) 出席14回／開催14回 (監査等委員会出席回数) 出席13回／開催13回</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 島宗隆一氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。 国税事務経験のある税理士として培われた専門的な知識、経験等に基づき、経営方針をはじめとした当社の経営戦略に対して客観的・中長期的視点から提言・助言、監督を行うことを期待しております。同氏は、社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、国税事務経験のある税理士として培われた専門的な知識・経験等を有しております。そのため監査等委員である社外取締役としての職務の適切な遂行が可能と判断し、当社の経営を監督していただくため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
6	すずき きよし 鈴木北吉 (1952年 4月20日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div>	1975年 4月 三共電器(株) (現・サンデンホールディングス(株)) 入社 2000年 9月 同社品質本部長 2003年 6月 同社取締役 兼 執行役員技術本部長 2005年 6月 同社取締役 兼 常務執行役員技術本部長 2007年 6月 同社常務取締役 技術・IT・経営企画担当 2014年 1月 パラマウントベッド(株) 上席執行役員技術開発本部長 2019年 6月 当社取締役 (監査等委員) (現任)	700株	なし
(取締役会出席回数) 出席13回／開催14回 (監査等委員会出席回数) 出席13回／開催13回 (監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 鈴木北吉氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。 グローバル企業における豊富な経営経験と主に新技術開発、新商品開発、品質保証における幅広い実績等に基づき、経営方針をはじめとした当社の経営戦略に対して客観的・中長期的視点から提言・助言、監督を行うことを期待しております。 同氏は、グローバル企業の取締役としての豊富な経営経験と、主に新技術開発、新商品開発、品質保証における幅広い実績等を有していることから、当社の経営を監督していただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 斉木悦男氏、富山栄子氏、島宗隆一氏、鈴木北吉氏の各候補者は、社外取締役候補者であります。なお、当社は斉木悦男、富山栄子、島宗隆一、鈴木北吉の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の選任が承認された場合、各氏を継続して独立役員として指定する予定です。
3. 当社は、斉木悦男、富山栄子、島宗隆一、鈴木北吉の各氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補償することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経済環境は、世界的には新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、厳しい状況が続きました。第1四半期における自動車メーカー各社の工場稼働停止や減産に伴う売上減少の影響は大きく、第2四半期以降は経済活動が回復傾向にあるものの、感染第2波、第3波の到来により、景気回復は再び鈍化しています。

このような状況において、当社グループは、車載計器などの設計・製造技術を中心に、幅広く高度な専門技術を蓄積・進化させ成長を図るとともに、お客様の要求を実現するための事業視点での機能連携と、横断的な機能軸でのグループ連携により、持続的な利益創出の実現を推進してまいりました。

自動車及び汎用計器事業においては、車両並びに車載部品の機能の高度化、競合サプライヤーの増加及びヘッドアップディスプレイ（HUD）の市場拡大等の変化に対し、次世代コックピットを見据えた技術開発、HUD事業の拡大、ものづくり競争力の強化及び設計開発体制の強化を行ってまいりました。

次世代コックピットにおいて重要な役割を担うHUDにつきましては、2020年9月より、メルセデス・ベンツ向けに当社初の技術であるAR-HUD（Augmented Reality：拡張現実型HUD）の納入を開始するなど、次世代HUDの製品開発を進めてまいりました。

ものづくり競争力強化においては、より一層効率的な一貫加工生産体制の構築と、成長領域へのリソース強化を図るため、日本においては連結子会社であるエヌエスアドバンテック株式会社とエヌエスエレクトロニクス株式会社の合併、米州においてはニッポンセイキ・デ・メヒコ社、ニッセイ・アドバンテック・メヒコ社及びニッセイ・ディスプレイ・メヒコ社の合併に向けた準備を進めてまいりました。

また、製品の高機能化に伴い、グローバルでの設計開発力強化に取り組むとともに、ソフトウェアのプラットフォーム化を進めることで、開発コストの低減を図ってまいりました。

このように、当社グループは、取り巻く環境の変化に柔軟に対応しつつ、将来を見据えた体制構築を行い、一層の競争力強化を図るとともに、新たな価値創出に取り組んでまいりました。

各事業別セグメントの売上収益の状況は次のとおりであります。

自動車及び汎用計器事業は、日本・米州・欧州で四輪車用計器等が減少し、売上収益1,637億円（前期比15.1%減）となりました。

コンポーネント事業は、OA・情報機器操作パネル、アミューズメント向け基板ユニット等が減少し、売上収益141億2千万円（前期比6.9%減）となりました。

樹脂材料事業は、樹脂材料の販売が減少し、売上収益88億5千万円（前期比3.3%減）となりました。

自動車販売事業は、新車販売等が減少し、売上収益210億円（前期比5.5%減）となりました。

その他事業は、情報システムサービス等が増加し、売上収益92億3千万円（前期比32.1%増）となりました。

以上の結果、当期の連結決算の売上収益は、2,169億2千万円（前期比11.9%減）となりました。利益につきましては、営業利益39億円（前期比49.1%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益5億1千万円（前期は3億5千万円の親会社の所有者に帰属する当期損失）となりました。

事業別	売上収益
自動車及び汎用計器事業	1,637億円
コンポーネント事業	141億2千万円
樹脂材料事業	88億5千万円
自動車販売事業	210億円
その他事業	92億3千万円

また、当社部門別の売上高の状況は次のとおりであります。

自動車及び汎用計器部門は、四輪車用計器を中心に、国内顧客向け及び海外現地法人向け部品輸出等が減少し、売上高869億1千万円（前期比14.6%減）となりました。

コンポーネント部門は、売上高105億7千万円（前期比0.7%減）となりました。

その他部門は、売上高22億4千万円（前期比15.1%減）となりました。

以上の結果、当期の単独決算の売上高は、997億3千万円（前期比13.3%減）となりました。利益につきましては、経常損失8億円（前期は10億円の経常利益）、当期純損失54億8千万円（前期は13億5千万円の当期純利益）となりました。

部門別	売上高
自動車及び汎用計器部門	869億1千万円
コンポーネント部門	105億7千万円
その他部門	22億4千万円

当期の期末配当金につきましては、株主の皆様に対する安定配当の継続を基本に、業績及び配当性向等を勘案し、2021年5月18日開催の取締役会決議により、1株につき普通配当20円（中間配当金20円を含め、年間配当金40円）とさせていただきます。

(2) 設備投資の状況

当期において当社グループは、生産能力拡大及び設備更新等、総額96億3千万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はございません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

(8) 対処すべき課題

C A S E（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）と呼ばれる次世代自動車開発が加速し、製品・技術開発は複雑化、高度化が進み、パートナーシップによる相互補完が必要となってきました。

これら課題やお客様の要求に対応すべく、当社はアルプスアルパイン株式会社と、2021年1月に資本業務提携契約を締結し、それぞれが持つ技術・製品力を活かした統合コックピットを中心とする製品開発を共同で取り組むことといたしました。車載E C U（E lectronic Control Unit）の統合化にも対応可能な統合コックピット製品開発を加速し、新たな価値の創造に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルスの脅威が依然として予断を許さぬ状況、半導体部品の供給ひっ迫、メガサプライヤーの攻勢、さらには異業種からの参入等、当社を取り巻く経営環境はますます厳しくなっていくものと予想されます。

このような変化が速く激しい世界経済にあって、当社グループは、様々なお客様の要求に応じたソリューションを提供できるよう、技術（製品開発技術・ものづくり技術・データ活用技術）にさらに磨きをかけ、すべてのステークホルダーの皆様に安心・安全、感動を提供するトータルソリューションカンパニーを目指します。そして、2023年度連結売上収益2,650億円、連結営業利益132億円を目標といたします。

その目標達成のために、原価改善による収益力強化、リソース及び投資の再配分による経営の効率化、新規ビジネスによる事業拡大の3つを中期経営方針の柱として、車載事業の経営基盤強化と、サービスを含む事業間連携により、車載分野の次世代技術獲得をはじめとした、新たな価値の創造を図ってまいります。

以上の企業活動を通じて、SDG s（持続可能な開発目標）の理念を尊重し実践することにより、ステークホルダーの皆様との信頼関係を築き、持続可能な地球環境・社会の実現に貢献してまいります。

今後とも株主の皆様のご理解とより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第73期 (2017年4月から 2018年3月まで)	第74期 (2018年4月から 2019年3月まで)	第75期 (2019年4月から 2020年3月まで)	第76期(当連結会計年度) (2020年4月から 2021年3月まで)
売 上 収 益	263,163百万円	263,239百万円	246,340百万円	216,926百万円
営 業 利 益	14,109百万円	14,215百万円	7,669百万円	3,900百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失(△)	11,105百万円	11,569百万円	△350百万円	517百万円
基本的1株当たり当期利益又は損失(△)	193.94円	202.03円	△6.13円	8.97円
資 産 合 計	298,132百万円	307,665百万円	296,987百万円	315,188百万円
資 本 合 計	176,281百万円	186,447百万円	174,828百万円	186,530百万円
1株当たり親会社所有者帰属持分	2,975.34円	3,142.61円	2,943.20円	2,971.91円

(注) 1. 基本的1株当たり当期利益又は損失(△)は、期中平均株式数により算出しております。

2. 第76期 期中平均株式数 57,692,272株
 第75期 期中平均株式数 57,280,622株
 第74期 期中平均株式数 57,265,742株
 第73期 期中平均株式数 57,262,558株

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第73期 (2017年4月から 2018年3月まで)	第74期 (2018年4月から 2019年3月まで)	第75期 (2019年4月から 2020年3月まで)	第76期(当事業年度) (2020年4月から 2021年3月まで)
売 上 高	120,752百万円	121,937百万円	115,086百万円	99,732百万円
経常利益又は損失(△)	6,530百万円	6,014百万円	1,004百万円	△808百万円
当期純利益又は損失(△)	4,558百万円	2,101百万円	1,356百万円	△5,489百万円
1株当たり当期純利益又は損失(△)	79.60円	36.69円	23.68円	△95.15円
総 資 産	202,863百万円	203,580百万円	199,230百万円	203,084百万円
純 資 産	94,055百万円	91,284百万円	88,027百万円	87,088百万円
1株当たり純資産	1,640.65円	1,591.95円	1,534.74円	1,442.54円

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は損失(△)は、期中平均株式数により算出しております。

2. 第76期 期中平均株式数 57,692,272株
 第75期 期中平均株式数 57,280,622株
 第74期 期中平均株式数 57,265,742株
 第73期 期中平均株式数 57,262,558株

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はございません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
エヌエスアドバンテック 株式会社	161百万円	100.0%	二輪・四輪車用計器類製造、樹脂成型、合成樹脂材料着色・販売
エヌエスエレクトロニクス 株式会社	91百万円	100.0%	四輪車用計器類の電装部品・家電機器用リモコン製造
N S ウ エ ス ト 株式会社	350百万円	100.0%	四輪車用計器類製造販売
株式会社 NS・コンピュータサービス	323百万円	100.0%	ソフトウェア開発・販売、OA機器販売、受託計算
日精サービス 株式会社	100百万円	100.0%	貨物運送、広告・宣伝
株式会社 ホンダ四輪販売長岡	130百万円	100.0%	自動車販売
新潟マツダ自動車 株式会社	100百万円	100.0%	自動車販売
株式会社 マツダモビリティ新潟	10百万円	100.0%	レンタカー事業 カーシェアリング事業
株式会社 カーステーション新潟	10百万円	100.0%	自動車販売
ユーケーエヌ・エス・アイ社	12,761千STG£	100.0%	二輪・四輪車用計器類製造
ニッポンセイキヨーロッパ社	350千€	100.0%	二輪・四輪車用計器類販売
ニッポンセイキポーランド社	14,000千PLN	100.0%	四輪車用計器類製造
ニューサバイナインダストリーズ社	12,700千US\$	100.0%	四輪車用計器類製造販売
エヌ・エス・インターナショナル社	480千US\$	100.0%	二輪・四輪車用計器類販売
ニッポンセイキ・デ・メヒコ社	259,175千MXN	100.0%	四輪車用計器類電装部品製造
ニッセイ・アドバンテック・メヒコ社	249,500千MXN	100.0%	四輪車用計器類樹脂部品製造販売
ニッセイ・ディスプレイ・メヒコ社	1,200千MXN	100.0%	四輪車用計器類販売

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ニッポンセイキ・ド・ブラジル社	60,032千BRL	100.0%	二輪車用計器類 製造 販 売
エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社	17,200千BRL	100.0%	四輪車用計器類 製造 販 売
タイ-ニッポンセイキ社	406,500千BAHT	100.0%	二輪・四輪車用 計器類製造販売、 OA機器用コントロール パネル・空調機器用 リモコン製造
タイマツトエヌエス社	100,000千BAHT	83.5%	合成樹脂材料 着色 販 売
ニッポンセイキ・コンシューマ・プロダクツ(タイ)社	230,000千BAHT	80.0%	OA機器用コントロール パネル・空調機器用 リモコン販 売
インドネシア ニッポンセイキ社	4,500千US\$	70.0%	二輪・四輪車用 計器類製造販 売
ベトナム・ニッポンセイキ社	7,000千US\$	70.0%	二輪車用計器類 製造 販 売
ダナンニッポンセイキ社	1,000千US\$	100.0%	ソフトウェア開 発
エヌエス インストルメンツ インディア社	1,380,000千Rs	100.0%	二輪・四輪車用 計器類製造販 売
香港日本精機有限公司	24,977千HK\$	100.0%	OA機器用コントロール パネル・空調機器用 リモコン販 売
東莞日精電子有限公司	3,330千US\$	100.0%	OA機器用コントロール パネル・空調機器用 リモコン製造
上海日精儀器有限公司	10,000千US\$	80.0%	二輪・四輪車用 計器類製造販 売
日精儀器武漢有限公司	131,900千元	75.0%	四輪車用 計器類製造
日精儀器科技(上海)有限公司	1,500千US\$	91.0%	二輪・四輪車用 計器類販 売
台湾日精儀器股份有限公司	100,000千NT\$	100.0%	二輪・四輪車用 計器類販 売
日精工程塑料(南通)有限公司	8,000千US\$	100.0%	合成樹脂材料 着色 販 売

- (注) 1. 出資比率には間接所有を含めております。
 2. 2021年4月1日付で、エヌエスアドバンテック株式会社を存続会社、エヌエスエレクトロニクス株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。
 3. 2021年6月1日付で、ニッポンセイキ・デ・メヒコ社を存続会社、ニッセイ・アドバンテック・メヒコ社及びニッセイ・ディスプレイ・メヒコ社を消滅会社とする吸収合併を行いました。
 4. 2021年4月19日開催の当社取締役会において、ニッポンセイキ・コンシューマ・プロダクツ（タイ）社について、全部の事業をタイニッポンセイキ社に事業譲渡し、同年11月に解散することを決議いたしました。

③企業結合の経過

該当事項はございません。

④企業結合の成果

当社の連結子会社は35社であります。

当連結会計年度の売上収益は、2,169億2千万円と前連結会計年度に比し、294億1千万円（11.9%）の減収となりました。また親会社の所有者に帰属する当期利益は、5億1千万円と前連結会計年度に比し、8億6千万円の増益となりました。

(11) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは次の製品の製造、販売等を行っております。

事業	主要製品
自動車及び汎用計器事業	四輪車用計器、ヘッドアップディスプレイ、二輪車用計器、汎用計器、各種センサー
コンポーネント事業	OA・情報機器操作パネル、空調・住設機器コントローラー、FA・アミューズメントユニットASSY、高密度実装基板EMS、液晶表示素子・モジュール、アフターマーケットパーツ
樹脂材料事業	樹脂材料の加工・販売
自動車販売事業	新車・中古車の販売、車検・整備等のサービス
その他事業	貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、その他

- (注) 従来「その他」に含まれていた「樹脂材料事業」について、量的な重要性が増したため、当連結会計年度より新たに区分を設けております。

(12) 主要な支店、営業所、工場及び研究所 (2021年3月31日現在)

①当社の主要な支店、営業所、工場及び研究所

名 称	所 在 地
本 社	新 潟 県 長 岡 市
香 港 支 店	中 国 香 港
宇 都 宮 営 業 所	栃 木 県 宇 都 宮 市
東 京 営 業 所	東 京 都 北 区
浜 松 営 業 所	静 岡 県 浜 松 市
名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 安 城 市
鈴 鹿 営 業 所	三 重 県 鈴 鹿 市
大 阪 営 業 所	大 阪 市 淀 川 区
水 島 営 業 所	岡 山 県 倉 敷 市
熊 本 営 業 所	熊 本 県 菊 池 市
本 社 工 場	新 潟 県 長 岡 市
高 見 事 業 所	新 潟 県 長 岡 市
N S テクニカルセンター	新 潟 県 長 岡 市
東京テクニカルセンター	東 京 都 北 区
ソフトウェア岩手設計分室	岩 手 県 滝 沢 市
R & D センター	新 潟 県 長 岡 市
東京 R & D センター	東 京 都 北 区

(注) 2021年4月1日付で、宇都宮テクニカルセンターを開設いたしました。

②子会社の事業所

名 称	主 要 拠 点
エヌエスアドバンテック株式会社	新 潟 県 小 千 谷 市
エヌエスエレクトロニクス株式会社	新 潟 県 長 岡 市
N S ウ ェ ス ト 株式会社	広 島 県 庄 原 市
株式会社 NS・コンピュータサービス	新 潟 県 長 岡 市
日 精 サ ー ビ ス 株式会社	新 潟 県 長 岡 市
株式会社 ホンダ 四輪販売長岡	新 潟 県 長 岡 市
新潟マツダ自動車株式会社	新 潟 県 新 潟 市
株式会社 マツダモビリティ新潟	新 潟 県 新 潟 市
株式会社 カーステーション新潟	新 潟 県 長 岡 市

名 称	主 要	拠 点
ユーケーエヌ・エス・アイ社	英 国	ウースターシャー州
ニッポンセイキヨーロッパ社	オ ラ ン ダ	北ホラント州
ニッポンセイキポーランド社	ポ ー ラ ン ド	ウ ッ チ 県
ニューサバイナインダストリーズ社	米 国	オハイオ州
エヌ・エス・インターナショナル社	米 国	ミシガン州
ニッポンセイキ・デ・メヒコ社	メ キ シ コ	ヌエボレオン州
ニッセイ・アドバンテック・メヒコ社	メ キ シ コ	ヌエボレオン州
ニッセイ・ディスプレイ・メヒコ社	メ キ シ コ	ヌエボレオン州
ニッポンセイキ・ド・ブラジル社	ブ ラ ジ ル	アマゾナス州
エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社	ブ ラ ジ ル	サンパウロ州
タイ - ニッポンセイキ社	タ イ 王 国	チョンブリ県
タイ マ ッ ト エヌエス社	タ イ 王 国	チョンブリ県
ニッポンセイキ・コンシューマ・プロダクツ(タイ)社	タ イ 王 国	チョンブリ県
インドネシア ニッポンセイキ社	イ ン ド ネ シ ア	バンテン州
ベトナム・ニッポンセイキ社	ベ ト ナ ム	ハノイ市
ダナンニッポンセイキ社	ベ ト ナ ム	ダナン市
エヌエス インストルメンツ インディア社	イ ン ド	アーンドラ・プラデーシュ州
香港日本精機有限公司	中 国	香 港
東莞日精電子有限公司	中 国	広 東 省
上海日精儀器有限公司	中 国	上 海 市
日精儀器武漢有限公司	中 国	湖 北 省
日精儀器科技(上海)有限公司	中 国	上 海 市
台湾日精儀器股份有限公司	台 湾	台 北 市
日精工程塑料(南通)有限公司	中 国	江 蘇 省

- (注) 1. 2021年4月1日付で、エヌエスアドバンテック株式会社を存続会社、エヌエスエレクトロニクス株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。これに伴い、エヌエスアドバンテック株式会社は、長岡市に移転いたしました。
2. 2021年6月1日付で、ニッポンセイキ・デ・メヒコ社を存続会社、ニッセイ・アドバンテック・メヒコ社及びニッセイ・ディスプレイ・メヒコ社を消滅会社とする吸収合併を行いました。
3. 2021年4月19日開催の当社取締役会において、ニッポンセイキ・コンシューマ・プロダクツ(タイ)社について、全部の事業をタイ-ニッポンセイキ社に事業譲渡し、同年11月に解散することを決議いたしました。

(13) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
13,641名	889名減

②当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	1,461名	17名増	42才0カ月	17年3カ月
女性	434名	20名増	43才7カ月	19年8カ月
合計または平均	1,895名	37名増	42才4カ月	17年10カ月

(注) 従業員数には、出向者・期間従業員・パート及び嘱託等の計242名は含まれておりません。

(14) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	20,425百万円
株式会社第四北越銀行	10,000百万円
株式会社みずほ銀行	8,250百万円
株式会社りそな銀行	8,200百万円
三井住友信託銀行株式会社	6,800百万円

(注) 株式会社第四銀行は2021年1月1日付で、株式会社第四北越銀行に社名変更しております。

(15) その他の記載事項

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 220,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 60,907,599株（自己株式601,907株を含む）
 (3) 株主数 3,099名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
本田技研工業株式会社	3,753千株	6.22%
J P MORGAN CHASE BANK 385632	3,404千株	5.64%
アルプスアルパイン株式会社	3,000千株	4.97%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	2,587千株	4.29%
株式会社三菱UFJ銀行	1,779千株	2.95%
株式会社第四北越銀行	1,568千株	2.60%
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 381572	1,405千株	2.33%
日本精機株式会社 従業員持株会	1,387千株	2.29%
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	1,228千株	2.03%
ヤマハ発動機株式会社	1,217千株	2.01%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（601,907株）を控除して計算しております。
 2. 株式会社第四銀行は2021年1月1日付で、株式会社第四北越銀行に社名変更しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 該当事項はございません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
 2021年1月28日開催の当社取締役会決議により処分した自己株式
- ① 処分期日 2021年2月12日
 ② 処分株式の種類及び数 普通株式 3,000,000株
 ③ 処分価額 1株につき1,209円
 ④ 処分価額の総額 3,627百万円
 ⑤ 処分方法 第三者割当の方法による
 ⑥ 処分先 アルプスアルパイン株式会社

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 当社取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	割当日	新株予約権の数	保有人数 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の目的である株式の種類及び数	行使価額	行使期間
日本精機株式会社 第1回新株予約権	2011年 7月19日	62個	3名	当社普通株式 6,200株	1株当たり 1円	2011年7月20日 ～2041年7月19日
日本精機株式会社 第2回新株予約権	2012年 7月19日	80個	3名	当社普通株式 8,000株	1株当たり 1円	2012年7月20日 ～2042年7月19日
日本精機株式会社 第3回新株予約権	2013年 7月18日	38個	3名	当社普通株式 3,800株	1株当たり 1円	2013年7月19日 ～2043年7月18日
日本精機株式会社 第4回新株予約権	2014年 7月17日	32個	3名	当社普通株式 3,200株	1株当たり 1円	2014年7月18日 ～2044年7月17日
日本精機株式会社 第5回新株予約権	2015年 7月17日	26個	5名	当社普通株式 2,600株	1株当たり 1円	2015年7月18日 ～2045年7月17日
日本精機株式会社 第6回新株予約権	2016年 7月20日	44個	5名	当社普通株式 4,400株	1株当たり 1円	2016年7月21日 ～2046年7月20日
日本精機株式会社 第7回新株予約権	2017年 7月20日	39個	4名	当社普通株式 3,900株	1株当たり 1円	2017年7月21日 ～2047年7月20日
日本精機株式会社 第8回新株予約権	2018年 7月20日	40個	5名	当社普通株式 4,000株	1株当たり 1円	2018年7月21日 ～2048年7月20日
日本精機株式会社 第9回新株予約権	2019年 7月19日	54個	6名	当社普通株式 5,400株	1株当たり 1円	2019年7月20日 ～2049年7月19日
日本精機株式会社 第10回新株予約権	2020年 7月17日	92個	6名	当社普通株式 9,200株	1株当たり 1円	2020年7月18日 ～2050年7月17日

(注) 新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が当社の取締役又は執行役員の地位にある場合においても、下記の年月日以降においては各回の新株予約権を行使することができる。

第1回	2040年7月20日以降	第6回	2045年7月21日以降
第2回	2041年7月20日以降	第7回	2046年7月21日以降
第3回	2042年7月19日以降	第8回	2047年7月21日以降
第4回	2043年7月18日以降	第9回	2048年7月20日以降
第5回	2044年7月18日以降	第10回	2049年7月18日以降

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

名 称	割当日	新株 予約権 の数	交付人数 執行役員	新株予約権の 目的である 株式の種類 及び数	行使価額	行使期間
日本精機株式会社 第10回新株予約権	2020年 7月17日	58個	7名	当社普通株式 5,800株	1株当たり 1円	2020年7月18日 ～2050年7月17日

(注) 新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が当社の取締役又は執行役員の地位にある場合においても、2049年7月18日以降においては各回の新株予約権を行使することができる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	佐藤 浩一	計器営業本部・計器設計本部・技術本部管掌
取締役 常務執行役員	平田 祐二	製造本部長 生産技術本部・品質保証本部管掌 地域担当：中国 上海日精儀器有限公司董事長 日精儀器武漢有限公司董事長 日精儀器科技(上海)有限公司董事長 香港易初日精有限公司董事長
※取締役 常務執行役員	東 政利	事業管理本部長 兼 事業統括部長 EMS・コンポーネント本部管掌 地域担当：アセアン/台湾 タイ・ニッポンセイキ社取締役会長 ベトナム・ニッポンセイキ社社員総会会長 香港日本精機有限公司董事長 東莞日精電子有限公司董事長 台湾日精儀器股份有限公司董事長
※取締役 常務執行役員	大崎 裕二	購買本部長 地域担当：日本
取締役相談役	永井 正二	
取締役	大川 信	
取締役（常勤監査等委員）	大滝 春彦	
取締役（常勤監査等委員）	永井 達哉	
取締役（監査等委員）	斉木 悦男	弁護士
取締役（監査等委員）	富山 栄子	学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学事業創造研究科教授 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学地域・国際担当副学長
取締役（監査等委員）	島宗 隆一	税理士 田辺工業株式会社社外監査役
取締役（監査等委員）	鈴木 北吉	

- (注) 1. 取締役 斉木悦男、富山栄子、島宗隆一、鈴木北吉の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役 斉木悦男、富山栄子、島宗隆一、鈴木北吉の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員である取締役 島宗隆一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集や重要な社内会議への出席による情報共有及び内部監査部門との十分な連携を可能とするよう、大滝春彦、永井達哉の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。

5. ※印は、2020年6月26日開催の第75回定時株主総会で新たに選任され就任した取締役であります。
6. 当期中に任期満了により退任した取締役は次のとおりであります。
 佐藤 守人（2020年6月26日退任）
 鈴木 淳一（2020年6月26日退任）
7. 2021年4月1日付で、下記の異動がありました。
 代表取締役社長 社長執行役員 佐藤 浩一 車載設計本部・HUD開発・設計本部・技術本部管掌
 取締役 常務執行役員 平田 祐二 製造本部・生産技術本部管掌 地域担当：中国
 取締役 常務執行役員 東 政利 事業管理本部長 地域担当：アセアン/台湾
 取締役 常務執行役員 大崎 裕二 購買本部長 車載営業本部・品質保証本部・民生ビジネス本部管掌 地域担当：日本
8. 2021年4月、取締役 常務執行役員 平田 祐二は、エヌエスアドバンテック株式会社代表取締役社長に就任いたしました。
9. 2021年4月、取締役 常務執行役員 平田 祐二は、香港日本精機有限公司董事長に就任いたしました。
10. 2021年4月、取締役 常務執行役員 平田 祐二は、東莞日精電子有限公司董事長に就任いたしました。
11. 2021年4月、取締役 常務執行役員 東 政利は、香港日本精機有限公司董事長を退任いたしました。
12. 2021年4月、取締役 常務執行役員 東 政利は、東莞日精電子有限公司董事長を退任いたしました。
13. 当社は、社外取締役全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
14. 2021年4月1日現在の業務執行体制（経営会議構成員）は次のとおりであります。
 社長執行役員 佐藤 浩一 上席執行役員 小和田 衛
 専務執行役員 市橋 利晃 上席執行役員 野々村 均
 常務執行役員 平田 祐二 上席執行役員 中村 孝範
 常務執行役員 東 政利 上席執行役員 山内 忠昭
 常務執行役員 大崎 裕二 上席執行役員 永野 恵一

(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の概要及び方針の決定方法等

<方針の概要>

当社における、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本概要において同じ。）の報酬等の額又は算定方法に関する方針の概要は、以下のとおりです。

- ①取締役への年間報酬額は、当社の経営状況、その役位や世間水準等を考慮して、役位毎の報酬レンジ幅を目安に個別に決定する。
- ②取締役への報酬は、固定報酬（概ね75%）と変動報酬（概ね25%：業績連動賞与20%・株式報酬型ストックオプション5%）で構成する。
- ③取締役への変動報酬のうち、業績連動賞与は、原則として前事業年度及び当事業年度実績の連結売上収益と会社の所有者に帰属する当期利益等を勘案して決定する。
- ④各取締役の個別報酬額の決定については、報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会が決定する。

<方針の決定方法>

当社では、取締役会の諮問機関として、代表取締役を含む取締役4名（うち、独立役員である社外取締役2名）で構成される報酬諮問委員会を任意に設置し、当該委員会の答申内容に基づいて、取締役会決議により本方針を決定することとしております。

<個人別の報酬等の内容が本方針に沿うものと判断した理由>

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容決定にあたっては、報酬諮問委員会が、原案について本方針との整合性も含めた多角的な検討を行っております。取締役会は、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、個人別の報酬等の内容が、本方針に沿うものと判断しております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	変動報酬		
			業績連動報酬	株式報酬	
基本報酬	業績連動賞与	株式報酬型 ストック オプション			
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く。)	160	105	43	10	8
監査等委員 (社外取締役を除く。)	36	36	—	—	2
社外取締役	29	29	—	—	4

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第74回定時株主総会決議において年額3億8千万円以内(うち社外取締役分は年額5千万円以内。ただし使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。)と決議いただいております。あわせて、当該限度額の範囲内で、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することができる旨を決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、6名です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第74回定時株主総会決議において年額1億5百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時における監査等委員である取締役の員数は、6名です。
3. 上記の人員数には、2020年6月26日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
4. 当社は、2011年6月28日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
5. 当期に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬のうち基本報酬及び業績連動賞与の決定は、業績評価を適切に行うため、取締役会決議に基づき、代表取締役社長佐藤浩一に委任されました。当該権限の範囲は、取締役会が定めた方針の範囲であります。報酬の決定にあたっては、独立役員である社外取締役と直接意見交換を行い、当該権限が適切に行使されるような措置を講じております。
6. 監査等委員会から、以下のとおり、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等についての意見表明を受けております。
監査等委員会は、社外取締役である監査等委員2名も構成メンバーである報酬諮問委員会より、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等につきまして、固定報酬及び変動報酬を含む「現金報酬」並びに「株式報酬型ストックオプション」から成る、インセンティブを設定した役員報酬制度の基本方針及び各々の算出方法についての説明を受けました。その上で、監査等委員会として、報酬等の算出の公正性及び当社業績との連動性などを検討の結果、役割と職責に相応しい報酬水準が決定されており、固定報酬及び変動報酬が適切な割合で設定されていること等から、当事業年度における当該取締役の報酬等の内容及び決定手続き等は妥当であると判断いたしました。

(4) 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容

①業績連動報酬等の内容

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績向上に対する適切なインセンティブとするため、業績連動報酬等を支給しております。業績連動報酬等の算定の基礎としては、前事業年度及び当事業年度実績の連結売上収益と会社の所有者に帰属する当期利益が当社の業績を適切に反映していると判断し、これを選定しております。当事業年度を含めた当該連結売上収益等の実績は、1. (9) ①企業集団の財産及び損益の状況の推移のとおりです。

②非金銭報酬等の内容

当社は、取締役及び執行役員（監査等委員である取締役を除く。）に対し取締役会の決議により株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行しております。報酬額は株主総会で決議された報酬総額の限度内で、取締役会の決議により定められた役位別のストックオプション報酬額により決定され、各取締役等に割り当てる新株予約権の数は、市場価格に基づき算定された公正価格に基づき算出しております。新株予約権の主な行使条件は、3. 会社の新株予約権等に関する事項に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・監査等委員である取締役 富山栄子氏は、学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学事業創造研究科教授及び同大学地域・国際担当副学長を兼務しております。なお、当社と同大学との間に特別な関係はありません。
- ・監査等委員である取締役 島宗隆一氏は、田辺工業株式会社社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別な関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

- ・該当事項はございません。

③当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況	主な活動状況
齊木悦男	取締役 (監査等委員)	取締役会 14回/14回 監査等委員会 13回/13回	弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。また、任意の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長を務めました。
富山栄子	取締役 (監査等委員)	取締役会 14回/14回 監査等委員会 13回/13回	長年にわたり新興国を含めた自動車産業のグローバルマーケティング分野を専門的に研究してきた知識・経験に基づき、発言を行っております。

氏名	地位	出席状況	主な活動状況
島宗隆一	取締役 (監査等委員)	取締役会 14回/14回 監査等委員会 13回/13回	国税事務経験のある税理士として培われた会計、財務及び税務の専門的見地からの発言を行っております。
鈴木北吉	取締役 (監査等委員)	取締役会 13回/14回 監査等委員会 13回/13回	グローバル企業の取締役としての豊富な経営経験と、新技術開発、新商品開発、品質保証における幅広い実績・経験に基づき、発言を行っております。また、任意の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員を務めました。

④ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
齊木悦男	弁護士として培われた専門的な知識、経験等に基づき、経営方針をはじめとした当社の経営戦略に対して客観的・中長期的視点から提言・助言、監督を行うことを期待しております。当事業年度は主に取締役会及び監査等委員会において、法的リスクの分析及びそれに対する対応策等に関する提言・助言を行うほか、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長として、役員選任手続や役員報酬制度の客観性・透明性を向上させるための意見を述べ、その役割を果たしております。
富山栄子	新興国を含めた自動車産業のグローバルマーケティング分野を中心とした研究実績に基づき、経営方針をはじめとした当社の経営戦略に対して客観的・中長期的視点から持続的成長に向けた提言・助言、監督を行うことを期待しております。当事業年度は主に取締役会及び監査等委員会において、マーケティング分野やESG関連分野に関して、当社の持続可能性に関する提言・助言を行い、その役割を果たしております。
島宗隆一	国税事務経験のある税理士として培われた専門的な知識、経験等に基づき、経営方針をはじめとした当社の経営戦略に対して客観的・中長期的視点から提言・助言、監督を行うことを期待しております。当事業年度は主に取締役会及び監査等委員会において、税務・会計に関する分野に関連した提言・助言を行うほか、取締役会の効率的な運営について意見を述べ、その役割を果たしております。
鈴木北吉	グローバル企業における豊富な経営経験と主に新技術開発、新商品開発、品質保証における幅広い実績等に基づき、経営方針をはじめとした当社の経営戦略に対して客観的・中長期的視点から提言・助言、監督を行うことを期待しております。当事業年度は主に取締役会及び監査等委員会において、当社の経営戦略やガバナンスに関する提言・助言を行うほか、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、役員選任手続や役員報酬制度の客観性・透明性を向上させるための意見を述べ、その役割を果たしております。

5. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 被保険者の範囲

当社及び当社の子会社（一部の子会社を除く。）のすべての取締役、監査役及び役付執行役員

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の実質的保険料負担割合

保険料は全額当社が負担しております。

②補填対象となる保険事故の概要

被保険者が、当社及び当社の子会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為も含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。

③役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合は、その内容

贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすること、及び免責金額を定めることにより、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額 72百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 72百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査等委員会は、社内関係部門及び会計監査人から必要資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けている海外の子会社があります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認めた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 代表取締役社長社長執行役員から当社グループにおけるコンプライアンスを重視した企業活動を宣言するとともに、このコンプライアンス宣言を全役職員が常時携帯する冊子に掲載し周知を図る。さらに、コンプライアンス行動指針を制定し、内部通報制度の概要を含め全役職員に法令及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。
 - (2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・オフィサーに代表取締役社長社長執行役員が指名する取締役又は役付執行役員を任命するとともに、当該委員会にて、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題・課題把握と啓発活動に努め、コンプライアンス違反に関する重要な問題点について審議し、継続的改善を推進する。
また、各業務担当取締役及び執行役員は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクの分析と対策を行い、継続的に質向上を図る。
 - (3) 使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できる内部通報窓口をコンプライアンス委員会に設け、内部通報を受けた当該委員会は、その内容を精査し、担当部門と再発防止策を協議・決定し、全社展開を図ることで、係るシステムが、より活発に利用されるよう推進する。
また、弁護士による外部窓口を設け、内部通報を受けた弁護士は、速やかにコンプライアンス委員会へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき関連規程の作成と発行の管理を適切に行い、かつ機密管理規程により機密管理体制を明確にし、その管理体制のもと文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）にて記録し、必要により閲覧制限を設定して適切に保存及び管理する。
 - (2) 係る文書等は、取締役が必要により直ちに閲覧できる保存管理体制とする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署が、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、当社グループにおけるリスク認識と対応方法の共有化を図る。

- (2) リスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント・オフィサーに代表取締役社長社長執行役員が指名する取締役又は役付執行役員を任命するとともに、当該委員会にて組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応と当社グループへの展開を図り、継続的改善を推進する。
 - (3) 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役又は執行役員を定めるとともに、担当部署を定め迅速、適切に対応する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 組織・分掌規程や職務権限規程といった職務権限・意思決定ルールに則り、職務を遂行する。
 - (2) 代表取締役社長社長執行役員により指名された各本部を代表する者等で構成する本部長会議を設置し、当社グループ全体の視点から、本部間及び会社間にまたがる案件について横断的議論を行うとともに、業務執行に関する課題の抽出と対応方針の協議を行う。また、重要な投資及び売却・廃棄案件の審査を行う。
 - (3) 「受注戦略会議」、「品質会議」、「コスト会議」、「技術会議」、「生産性会議」の5つの会議は、各会議に紐づく経営施策（今後の成長を支える土台造りとしてのテーマ）、プロセステーマ（顕在化している課題への対応テーマ）の推進及び経営会議への実績報告を行うとともに、関連する先行投資やリスク投資の審議を行う。各部門は、この結果を本部長会議に報告する。
 - (4) 取締役会が指名する取締役及び上席執行役員以上の執行役員で構成する経営会議を設置し、取締役会で意思決定を行う事項の事前検討を行うとともに、取締役会から委任された権限の範囲内で当社の業務執行について意思決定を行う。
 - (5) 取締役会は中期経営計画に基づき単年度事業計画・予算設定及び月次・四半期業績管理を行う。
 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社各本部・委員会は、グループマネジメント会議等を通じて情報の共有化を図るとともに、企業集団としての内部統制体制の実効性が高まるよう関係部門と連携する。
 - (2) 当社内部監査部門は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長社長執行役員及び監査等委員会に報告する。代表取締役社長社長執行役員の指示により、経営会議若しくは取締役会、又はその双方に報告し、内部統制の改善を行う。
 - (3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、当社が定める取締役会規程、経営会議規程並びに関係会社管理規程及び要領に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、定期的又は随時に関係資料の提出等を求める。
当社は、定期的又は随時にグループマネジメント会議を開催し、その他、必要に応じて子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況の報告を受ける。

(4) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社に規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについて、これを子会社に周知することにより、リスク認識と対応方法の共有を図る。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、関係会社管理規程及び要領に基づき、子会社の経営の独立性を尊重する一方、一定の事項については重要度に応じ、当社（取締役会、経営会議若しくは当社代表取締役）の承認又は当社への報告を求める。

当社において、定期的又は随時にグループマネジメント会議を開催し、その中で子会社と問題を共有することによって、子会社の経営課題の解決に努める。

(6) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ共通のコンプライアンス行動指針及び企業倫理に基づき、子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款に適合し、社会的な要請にこたえる事業活動に努める体制を構築する。

当社は、子会社に法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために内部通報制度の設置を求めるとともに、当社の内部通報窓口及び弁護士による外部窓口も併せて利用できる体制を構築する。

当社は、子会社の業務全般について内部監査部門が監査できる体制を構築し、その指摘事項を子会社に遵守させる。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会の職務を補助し、監査等委員会の運営に関する事務（以下、「補助業務」という。）を行うため、内部統制部門に監査等委員会事務局を設置し、当該補助業務を行う専属の使用人を配置する。

(2) 当該補助業務を行う使用人は、補助業務については監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、当該使用人の人事異動、評価等の人事に関する事項については事前に監査等委員会の承諾を得て行う。

7. 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社及び子会社に重大な法令、定款違反や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

その他会社運営上の重要事項があるときは、これを直ちに当社監査等委員会に報告する。

(2) 当社及び子会社の内部監査部門は監査の結果を適時に当社監査等委員会に報告する。

(3) 当社及び子会社の内部通報担当者は内部通報を受け付けた場合、速やかに当社監査等委員会に報告する。

(4) 当社内部監査部門、法務部門、人事部門、企画部門等は定期的又は随時に、監査等委員会に対する報告会を実施し、当社及び子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理の現状を報告する。

(5) 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは速やかに適切な報告を行う。

8. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として解雇したり人事異動や評価等について不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。

9. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務を執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に重要課題の意見・情報の交換を行う。

(2) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と定期的又は随時に監査情報の共有化と相互活用のための意見・情報の交換を行う。

(3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は監査等委員会又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められたときは迅速、適切に対応する。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長社長執行役員の下、適切な内部統制を整備し、運用する体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制整備

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンス宣言に『市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。』と定め、全社的に取り組む。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社のコンプライアンス宣言に反社会的勢力に対する基本方針を示すとともに、反社会的勢力排除に向け次のように体制を整備する。

①対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

法務部門を対応統括部署として、事案により関係部門と協議し対応する。各事業所、営業所等に不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制を構築する。

②外部の専門機関との連携状況

所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課や暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関とともに連携して、反社会的勢力を排除する体制を整備する。また、新潟県企業対象暴力対策協議会に所属して、その指導を受けるとともに情報の共有化を図る。

③反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

法務部門が反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的勢力であるかどうかを確認する。

④反社会的勢力排除に関する規程の整備状況

当社は、反社会的勢力遮断規程を定め、反社会的勢力との関係を一切遮断し、当社が社会から更に信頼される企業となる体制を構築する。

⑤研修活動の実施状況

法務部門は、当社及びグループ各社に反社会的勢力排除に向けた啓発活動を行う。

13. 内部統制の実効性の評価に関する体制

当社は、事業運営において各部門・委員会から代表取締役社長社長執行役員、経営会議及び取締役会向けの各種報告並びにその評価、改善をもって、実効ある内部統制を推進している。

この体制を強化するべく、内部統制推進会議を設置している。各部門・委員会は内部統制システムの運用状況に関して、定期的に内部統制推進会議へ報告を行う。

内部統制推進会議は、内部統制の運用状況の評価を行い、その結果を代表取締役社長社長執行役員及び取締役会へ報告する。

内部統制推進会議は、代表取締役社長社長執行役員及び取締役会からの指摘並びに自らの評価結果に基づいて、内部統制システムの改善を行い、定期的に見直しを行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制

当社における当事業年度のコンプライアンスへの取り組みは、国内外の法改正動向の重要情報等を整理し、委員会で情報共有して社内展開を図るとともに、社内掲示板を利用した従業員向けの啓発活動等を通じて実施しております。

また、これらの活動を通じて、その機会と成果をグループ各社と共有し、当社グループのコンプライアンスの維持向上に努めております。

2. リスク管理体制

当社における当事業年度のリスク管理への取り組みとして、事業継続の観点から、災害や事故等を未然に回避し、被害を最小限に止めるため、南海トラフを震源とする地震や首都直下型地震及び熊本水害を発端とした日本三大急流におけるサプライヤーへの被害の想定及び対策の検討を行うと共に、サプライヤーの災害に対する耐力把握等を行っております。防災対策確立のため、災害を想定した定期的な各種設備の点検や避難訓練、安否確認システムの試験運用等を実施しております。さらに、機密漏洩リスクに関しては、機密管理強化月間を通じた従業員向けの啓発活動及び監査を実施するなど、機密情報を漏洩させない仕組みの構築にも取り組んでおります。

また、特に当事業年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、テレワーク活用等の感染防止策の徹底により、従業員の身の安全の確保及び事業継続のための体制構築に取り組ましました。

これらの活動を通じて、その機会と成果をグループ各社と共有し、当社グループのリスク低減活動に取り組んでおります。

3. 取締役の職務執行の適正及び効率化の確保に対する取り組みの状況

当社の取締役会は、取締役12名（うち社外取締役4名）で構成されており、原則として月に1回定期的に開催されております。当事業年度は、14回開催いたしました。

また、当社は取締役会が指名する取締役及び上席執行役員以上の執行役員で構成する経営会議を設置しており、経営会議に対しては、一定の権限を委譲した上で迅速な業務執行を図っております。当事業年度は、26回開催いたしました。

そのほか、本部長会議等の主要会議を活用し、効率化を図っております。

4. 監査等委員会の職務執行及び監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員2名、社外取締役である監査等委員4名で構成されており、監査等委員会を原則として月に1回定期的に開催しております。当事業年度は、監査等委員会を13回開催いたしました。監査等委員は、取締役会及び重要な会議に出席し取締役及び使用人の職務執行状況を監査しております。

また、監査室及び会計監査人と定期的に三様監査会議を開催し、グループ各社を含めた監査計画・結果や内部統制等における課題認識の共有を図り、各監査機関の実効性向上に努めております。

5. 内部統制推進体制

内部統制推進会議を年2回開催し、コンプライアンス体制、リスク管理体制等の各委員会における計画・実績・課題と対応の報告を受け、評価・改善を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当については、株主の皆様に対する安定配当の継続を基本に、配当額の決定を経営の最重要政策と認識し、安定的な経営基盤を維持し、新たな成長につながる戦略的な研究開発への先行投資、及びグローバル事業展開に向けた国内外の生産販売体制の整備・強化のために必要な内部留保を確保しつつ、各事業年度の業績と配当性向を総合的に勘案し利益還元を図っております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	206,020	流 動 負 債	101,114
現金及び現金同等物	41,650	営業債務及びその他の債務	33,721
営業債権及びその他の債権	40,475	借 入 金	56,965
その他の金融資産	70,779	その他の金融負債	2,386
棚卸資産	45,557	未払法人所得税等	953
その他の流動資産	7,558	短期従業員給付	4,467
非 流 動 資 産	109,167	引 当 金	1,542
有形固定資産	69,827	その他の流動負債	1,077
のれん及び無形資産	8,734	非 流 動 負 債	27,544
営業債権及びその他の債権	452	借 入 金	12,802
その他の金融資産	26,872	その他の金融負債	3,417
繰延税金資産	2,376	長期従業員給付	3,954
その他の非流動資産	905	引 当 金	85
		繰延税金負債	6,903
		その他の非流動負債	381
		負 債 合 計	128,658
		資 本 の 部	
		親会社の所有者に帰属する持分	179,222
		資 本 金	14,494
		資 本 剰 余 金	4,455
		利 益 剰 余 金	157,449
		自 己 株 式	△1,045
		その他の資本の構成要素	3,869
		非 支 配 持 分	7,307
		資 本 合 計	186,530
資 産 合 計	315,188	負 債 及 び 資 本 合 計	315,188

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	216,926
売上原価	△184,090
売上総利益	32,835
販売費及び一般管理費	△30,015
その他の収益	1,553
その他の費用	△473
営業利益	3,900
金融収益	2,489
金融費用	△190
税引前当期利益	6,199
法人所得税費用	△4,961
当期利益	1,237
当期利益の帰属	
親会社の所有者	517
非支配持分	720

連結持分変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の利得及び損失	確定給付負債(資産)の純額の再測定
当期首残高	14,494	6,056	159,508	△6,289	4,250	—
当期包括利益						
当期利益	—	—	517	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	3,291	△126
当期包括利益合計	—	—	517	—	3,291	△126
所有者との取引等						
配当	—	—	△2,291	—	—	—
株式に基づく報酬取引	—	16	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△0	—	—
自己株式の処分	—	△1,617	—	5,244	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	△126	—	0	126
その他の増減	—	—	△158	—	—	—
所有者との取引等合計	—	△1,600	△2,576	5,244	0	126
当期末残高	14,494	4,455	157,449	△1,045	7,542	—

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素		親会社の所有者に帰属する持分合計		
	在外営業活動体の換算差額	合計			
当期首残高	△9,418	△5,167	168,601	6,227	174,828
当期包括利益					
当期利益	—	—	517	720	1,237
その他の包括利益	5,746	8,911	8,911	621	9,532
当期包括利益合計	5,746	8,911	9,428	1,341	10,770
所有者との取引等					
配当	—	—	△2,291	△256	△2,547
株式に基づく報酬取引	—	—	16	—	16
自己株式の取得	—	—	△0	—	△0
自己株式の処分	—	—	3,627	—	3,627
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	126	—	—	—
その他の増減	—	—	△158	△5	△164
所有者との取引等合計	—	126	1,193	△261	931
当期末残高	△3,672	3,869	179,222	7,307	186,530

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

招集し、通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

資 産 の 部			金額	負 債 の 部			金額
科 目	目 録	種 別		科 目	目 録	種 別	
流動資産			80,197	流動負債			101,757
現金及び預金		形権	15,520	支払手形		形権	705
受取手形		権	150	買掛金		金	16,280
電取子記簿債		品	4,944	短期借入金		金	65,158
売掛金		品	32,542	1年内返済予定の長期借入金		金	9,990
製原材		品	5,215	リース債		務	20
仕掛材		品	3,636	未払金		金	1,920
貯蔵材		品	2,901	未払法人税等		用	34
前払費用		品	257	未払費用		金	4,789
短期貸付		用	128	前受金		金	13
未収金		金	11,042	賞与引当金		金	923
そ の 引 当		金	3,839	役員賞与引当金		金	24
		他	19	製品補償引当金		金	1,378
		金	△2	預設関係支払手形		形	81
固定資産			122,887	設備の		他	50
有形固定資産			17,505	固定負債			14,238
建物		物	4,143	長期借入金		金	12,760
構築物		置	173	リース債		務	10
機械及び装置		具	2,520	退職給付引当金		他	1,351
車両運搬具		品	51	その他			116
工具、器具及び備品		地	3,094	負債合計			115,996
土地		産	6,945	純資産の部			
建物		定	15	株主資本			81,863
建設仮勘定		定	561	資本金			14,494
無形固定資産		産	6,021	資本剰余金			4,878
特許権		金	334	資本準備金			6,214
ソフトウェア		ア	1,340	その他資本剰余金			△1,336
ソフトウェア		仮	4,331	利益剰余金			63,536
その他		他	14	利益準備金			960
投資その他の資産		産	99,360	その他利益剰余金			62,576
投資有価証券		券	21,696	別途利益剰余金			66,680
関係会社株		式	75,716	繰越利益剰余金			△4,103
長期貸付金		金	1,847	自己株式			△1,045
長期前払費用		用	5	評価・換算差額等			5,129
繰延税金資産		産	366	その他有価証券評価差額金			5,129
そ の 引 当		他	138	新株予約権			94
		金	△410	純資産合計			87,088
資産合計			203,084	負債純資産合計			203,084

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		99,732
売 上 原 価		95,161
売 上 総 利 益		4,571
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,246
営 業 損 失		△5,674
営 業 外 収 益		
為 替 差 益	728	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,822	
そ の 他	569	5,120
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	205	
そ の 他	49	254
経 常 損 失		△808
特 別 利 益		
訴 訟 損 失 引 当 金 戻 入 額	256	
固 定 資 産 売 却 益	6	262
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	38	
減 損 損 失	78	
そ の 他	0	117
税 引 前 当 期 純 損 失		△662
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	423	
法 人 税 等 調 整 額	4,403	4,826
当 期 純 損 失		△5,489

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	14,494	6,214	249	960	68,680	1,677
当期変動額						
剰余金の配当						△2,291
別途積立金の取崩					△2,000	2,000
当期純損失						△5,489
自己株式の取得						
自己株式の処分			△1,585			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	△1,585	—	△2,000	△5,781
当期末残高	14,494	6,214	△1,336	960	66,680	△4,103

	株主資本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△6,289	85,986	1,931	1,931	109	88,027
当期変動額						
剰余金の配当		△2,291				△2,291
別途積立金の取崩		—				—
当期純損失		△5,489				△5,489
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	5,244	3,658				3,658
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			3,198	3,198	△15	3,183
当期変動額合計	5,244	△4,122	3,198	3,198	△15	△939
当期末残高	△1,045	81,863	5,129	5,129	94	87,088

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

日本精機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

新 潟 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 神山宗武 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 野田裕一 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精機株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本精機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

日本精機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神山宗武 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田裕一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精機株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際しては、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人 EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

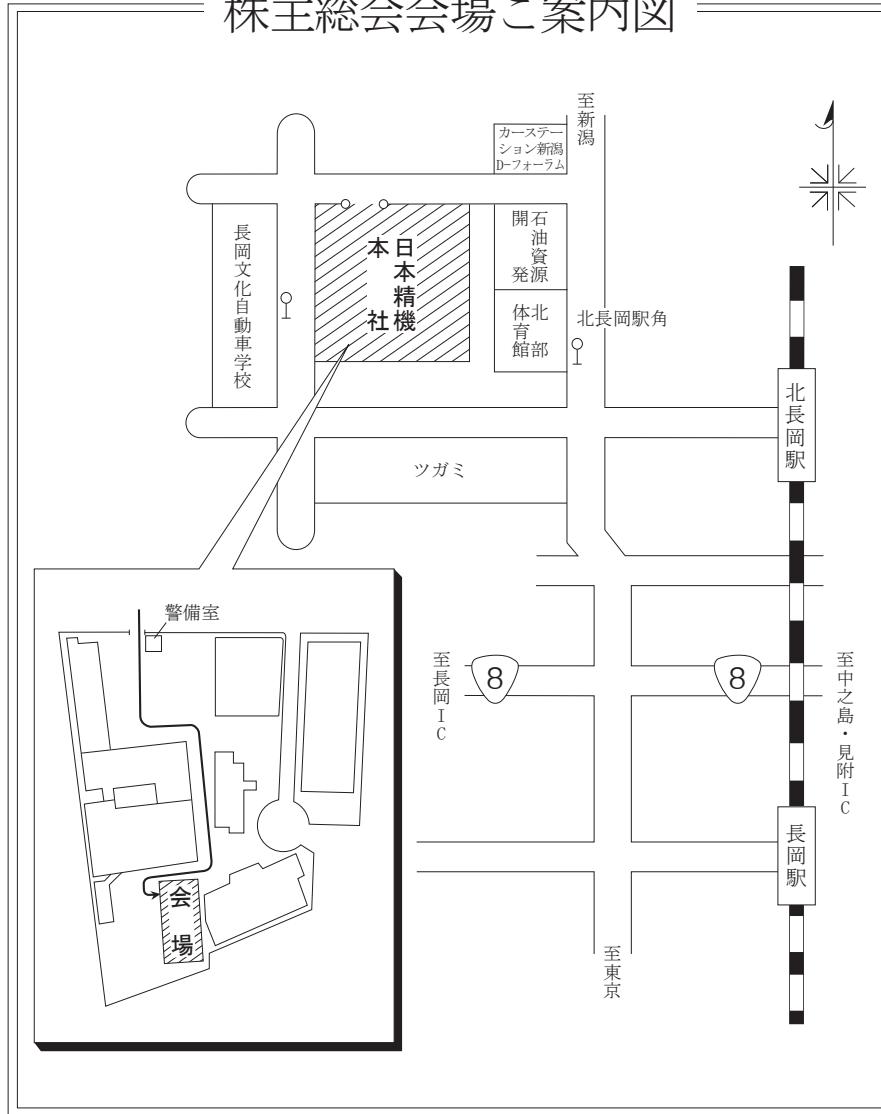
日本精機株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	大	滝	春	彦	Ⓜ
常勤監査等委員	永	井	達	哉	Ⓜ
監査等委員	斉	木	悦	男	Ⓜ
監査等委員	富	山	栄	子	Ⓜ
監査等委員	島	宗	隆	一	Ⓜ
監査等委員	鈴	木	北	吉	Ⓜ

(注) 監査等委員 斉木悦男、富山栄子、島宗隆一及び鈴木北吉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図



JR長岡駅より車で10分、JR北長岡駅より徒歩で10分

最寄りのバス停 長岡文化自動車学校前（宝町行）

北長岡駅角（精神医療センター行、寺泊行等）

